

◇番号：202402

◇研究機関名	早稲田大学	◇不正の種別	出張旅費の不正取得
◇不正が行われた年度	令和元年度、令和3年度	◇最終報告書提出日	令和6年4月12日
◇不正に支出された研究費の額	267,550円	◇不正に関与した研究者数	1人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和4年11月22日、早稲田大学監査室から早稲田大学学術研究倫理委員会事務局に対し、内部監査の結果、研究費の取扱いに係る不正行為の疑いがあるとの通報があった。

【調査に至った経緯等】

学術研究倫理委員会は、通報者から提供された情報に基づいて同年11月25日に予備調査を実施し、その結果を踏まえ、同年12月20日に調査委員会の設置および本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

学術研究倫理委員会は、調査委員会（学内委員2名、学外委員2名）を設置し、調査を実施した。

【調査内容】

- ・調査期間
令和5年2月17日から令和6年2月22日
- ・調査対象
調査対象者：当該教員
調査対象研究費：
 - 1) 令和3年度科学研究費助成事業（調査対象とした出張を「本件出張①」という）
 - 2) 学内予算（調査対象とした出張を「本件出張②」という）
- ・調査方法
 - 1) 書面調査
通報者から提出された資料および大学が保管している資料（証憑書類その他）の調査
 - 2) 聞き取り調査
本件出張①
当該教員、および関係者に対する聞き取り調査
本件出張②
当該教員、および関係者に対する書面での聞き取り調査
 - 3) フォレンジック調査
当該教員および関係者のメールアドレスの調査

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】

出張旅費の不正取得

【不正の具体的な内容】

- ・動機、背景
本件出張①
当該教員は、不正行為を否認し、弁解に終始していることから動機及び背景は不明である。
本件出張②

当該教員の主張は変遷しているものの、最終的には出張報告書の記載の誤りを認めつつも、出張システムで報告を行う際に、その操作を誤ったと述べて、過失であった旨弁解している。

・手法

本件出張①

早稲田大学の教員等が国内及び海外出張を行うために出張旅費の支給を受けようとする場合、早稲田大学における出張システムを通じて、事前に出張申請を行い、事後に出張報告を行うこととなっていたところ、実際には予定していない国内出張の用務を記載するなどして虚偽の出張申請を行い、本件出張①の後、当該用務を行った旨の虚偽の出張報告を行い、本件出張①に係る出張旅費（宿泊費 13 万円及び日当 2 万 7500 円）を不正取得した。

本件出張②

海外での学会出席及び発表を用務として出張申請を行い、海外へ渡航したが、実際には出張申請に係る学会出席及び発表を行っていなかった。それにもかかわらず、上記学会への出席及び発表を行った旨の虚偽の出張報告を行い、本件出張②に係る出張旅費（交通費 5 万 3850 円、宿泊費 3 万 7600 円、日当 1 万 8600 円）を不正取得した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費 助成事業	157,500 円	令和 3 年度	1 人
学内予算	110,050 円	令和元年度	1 人
計	267,550 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

本件出張①

調査委員会は、各種調査の結果、本件出張①の期間中、本件出張①と直接関連性を有する研究目的の活動が行われていなかったとの認定を行った。

また、不正に支出された研究費等である合計 15 万 7500 円は、早稲田大学から当該教員の給与受取口座に振り込まれているところ、同口座は、その出入金の状況から、他の収入に係る入金と混じり、私的な支出なども繰り返し行われており、当該教員の日常生活に使用されている口座であると認められた。同口座内の他の資金と混和し、私的な支出の対象となったと判断せざるを得ない以上、私的流用があったものと判断した。

本件出張②

当該教員が学会出席及び発表を行う目的のために海外へ渡航した後、何らかの事情により学会を欠席することとなった可能性は排斥できないため、本件出張②に係る交通費、宿泊費及び日当については私的流用があったとまでは認められないものと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

調査委員会において検討した書面調査、関係者及び当該教員に対するヒアリング調査並びにフォレンジック調査等、調査全体の結果を総合的に判断し、本件出張①及び本件出張②について当該教員による不正行為（出張旅費の不正取得）があったものと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

当該教員は、早稲田大学が定めるコンプライアンス教育を2020年度に、研究倫理教育を2019年度に受講済みであり、また、2021年度には誓約書（早稲田大学が公的研究費の運営・管理に関わる教職員に提出を求めているもの）を提出しており、公的研究費に関する不正防止の重要性については十分認識していたと言わざるを得ない。そうであるにもかかわらず、本件において、当該教員は、虚偽であることを認識しながら、思いとどまることなく、あえて虚偽の出張申請及び出張報告を行っていたことに鑑みれば、当該教員に研究者としての基本的な倫理観の欠如があったと言わざるを得ない。

【再発防止策】

①教職員に対する本事案の共有および注意喚起

大学として、今回の研究不正事案の内容を教職員に共有し、再発防止のための強い注意喚起を行う。

②研究費不正に対する危機意識醸成を目的とする意見交換会の実施

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の遵守徹底に向けた統括管理責任者とコンプライアンス推進責任者との意見交換会を実施し、研究費不正に対する危機意識の醸成を全学的に図る。

③宿泊証明の提出および実費精算

公的研究費に関して、出張システムでの学会・研究出張における出張報告書への添付書類として、宿泊したことを証明できる根拠書類の提出を義務づけ、実費精算とすることを検討する。

④研究実施にかかる根拠資料の提出

公的研究費に関して、出張システムでの学会・研究出張における出張報告書への添付書類として、出張先での研究の実施を証明できる根拠資料の提出を義務づけることを検討する。

⑤航空運賃を他機関等が負担する場合における搭乗証明等の提出

出張システムでの学会・研究出張における出張報告書への添付書類として、航空運賃を他機関等で負担してもらうケースでも、飛行機に搭乗した事実が証明できるものまたは他機関等が航空券を手配したことが証明できる根拠書類の提出を義務付ける。なお、本対応は今回の事案を受けて2023年度より実施しており、今後も必要に応じて実施方法等の見直しを図り継続していく。

⑥リスクアプローチ調査の実施

研究費の管理・執行が適切に行われているかどうかのモニタリングにおいて、リスクアプローチ調査として出張先等への事実確認を行うとともに、事前にその実施内容に関する周知を行うことで、研究費不正に対する抑止力の強化を図る。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

早稲田大学「教員の表彰および懲戒に関する規程」に基づき、査問委員会における審議を経た答申を踏まえ、2024年6月21日付で当該教員を停職（4カ月）の懲戒処分とすることを理事会において決定した。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

当該教員に対して、令和6年4月5日付で交付中の科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の使用停止措置を行った。

・本件の公表状況

令和6年6月21日に早稲田大学ホームページに公表（氏名公表あり）